

西脇市有料広告掲載取扱基準

第1 趣旨

この取扱基準は、西脇市有料広告掲載事業実施規程（平成19年西脇市告示第9号。以下「規程」という。）第3条第2項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準及び広告事業実施に当たっての必要な事項を定めるものとする。

第2 広告全般に関する掲載基準

市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

第3 業種及び業者

次の各号に掲げる業種及び業者の広告は、広告掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (7) 西脇市指名停止基準に基づく指名停止を受けているもの若しくは指名停止に該当する行為を行ったもの、又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

2 既に広告を掲載中のものであっても、前項各号に規定する業種及び業者に該当するに至った場合も同様とする。

第4 広告掲載基準

規程第3条第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法律で禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するもの
- (2) 他をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 不当な差別、人権侵害若しくは名誉毀損又はそのおそれがあるもの
- (4) 政党、政治団体等の政治活動に関するもの

- (5) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進に類するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、肖像権、著作権等を侵害しているもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告であって、市長が不相当であると認めるもの
- (9) 暴力、犯罪を肯定し助長するなど、青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (10) 個人及び団体等の意見広告及び名刺広告
- (11) 非科学的又は迷信や占いに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 出資者、出資金等を募集するもの
- (13) 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの又はそのおそれがあるもの
- (14) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認める広告

第5 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めることとする。

第6 表示基準

具体的な広告表現、表示内容等は、掲載の都度、次に掲げる項目について検討・判断するものとし、その上で修正・削除等が必要であると認めた場合は、広告主に修正等をさせることができるものとする。

- (1) 消費者被害予防・拡大防止の観点
 - ア 誇大な表現（誇大広告）又は断定的な表現
 - イ 根拠のない表示
 - ウ 抽象的な表現又は誤認を招くような表現
 - エ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
 - オ 虚偽の内容表示
 - カ 官公庁・団体からの推薦
 - キ 射幸心を著しくあおる表現
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点
 - ア 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための水着姿やヌード等、必然性のない表示
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
エ その他、青少年の心身・教育に有害となるもの又はそのお
それがある表現

附 則

この基準は、平成19年2月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。